

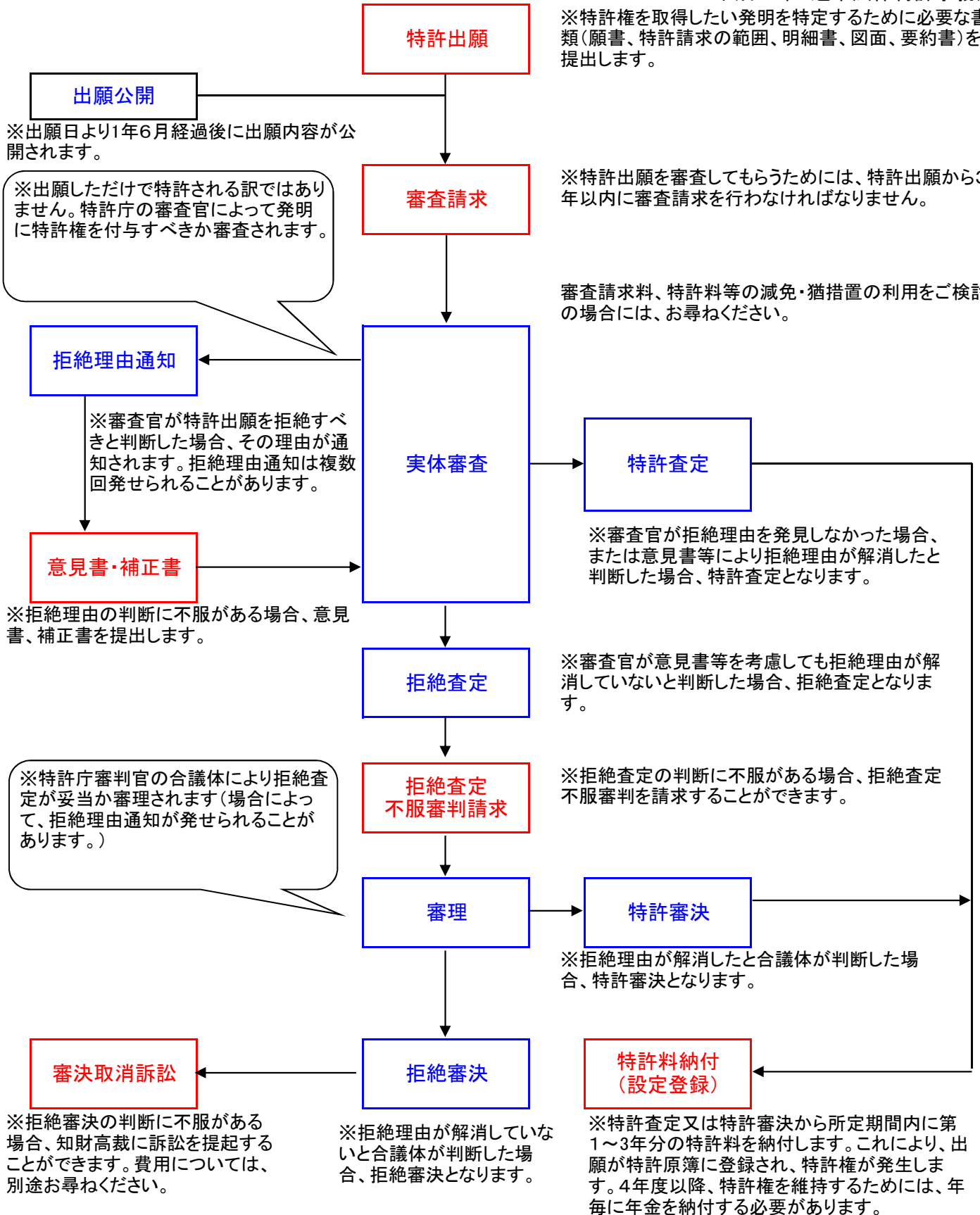
特許権を取得するまでの手続の流れ(概略)

平成27年 辻本法律特許事務所

※特許権を取得したい発明を特定するために必要な書類(願書、特許請求の範囲、明細書、図面、要約書)を提出します。

※特許出願を審査してもらうためには、特許出願から3年以内に審査請求を行わなければなりません。

審査請求料、特許料等の減免・猶措置の利用をご検討の場合には、お尋ねください。



注 青枠: 特許庁側での処理です。その他、図示していない手続もあります。

赤枠: 出願人が特許庁等に対して行う手続です。その他、図示していない手続もあります。

出願人が特許庁に対して行う手続には**費用が発生します**。なお、特許庁費用は改定されることがあります。